

答申第709号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成25年度の日本放送協会学園の計算書類一式並びに財産目録について、「計算書類は、学校法人会計基準に従って作成されたものを開示してもらいたい。NHK学園HPに掲載している要約版ではなく、16文科高第304号(平成16年7月23日)の通知を踏まえた情報開示をしてもらいたい」として、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、学校法人の経営・財務に関わるものであり、NHK情報公開規程(以下、規程)第8条1項4号の不開示情報に該当すると判断したが、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」(平成16年7月23日・文部科学省高等教育局私学部長通知)を踏まえ、日本放送協会学園の平成25年度の貸借対照表、資金収支計算書および消費収支計算書の大科目に係る科目名および金額を開示した。「財産目録」については、NHKが保有していないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、日本放送協会学園の財産目録のうちの固定資産、流動資産、資産の部合計、固定負債、流動負債、負債の部合計および差引正味財産について科目名と金額を開示することとする。その余の再検討の求めの文書(財産目録のその余の科目名および金額、平成25年度計算書類のうちの貸借対照表の中科目・小科目に係る科目名と金額、資金収支計算書および消費収支計算書の小科目に係る科目名と金額、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支内訳表、固定資産明細表、借入金明細表ならびに基本金明細表)は、いずれも規程第8条1項4号の不開示情報に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、日本放送協会学園の財産目録のうちの固定資産、流動資産、資産の部合計、固定負債、流動負債、負債の部合計および差引正味財産の科目名と金額を開示することとしたこと、財産目録のその余の科目名および金額、平成25年度計算書類のうちの貸借対照表の中科目・小科目に係る科目名と金額、資金収支計算書および消費収支計算書の小科目に係る科目名と金額、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支内訳表、固定資産明細表、借入金明細表ならびに基本金明細表は、いずれも規程第8条1項4号に該当するため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成28年5月12日(第238回審議委員会)第721号諮問、審議  
6月2日(第239回審議委員会)審議、答申